

引越し手続はマイナポータルで

マイナンバーカードをお持ちの方は
マイナポータルから転出届・転入予約※を
オンラインで提出できます



※転入予約は、来庁予定の連絡を転入先自治体へ行う機能のことです

マイナポータルから引越し手続を行う 3つのメリット

①転出の際の 外出が不要に



オンラインで転出届を提出できる
ため、原則、市区町村窓口へ
行く必要がありません。

②いつでも 手続ができる



窓口があいている時間を気に
せず、祝日や夜間でも、いつでも
手続ができます。

③転入時の 手続もスムーズに



引越し先の市区町村へ来庁通知
や転入時に必要な手続や持ち物
が事前に確認できます。

引越しの際には、ぜひマイナポータルから
「引越し手続オンラインサービス」をご活用ください

※ご利用には別途マイナポータルアプリのダウンロードが必要です

引越し手続オンラインサービス

検索

https://myna.go.jp/html/moving_oss.html



引越し手続オンラインサービスやマイナンバーカード等についてのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0718

平日：9時30分から20時00分まで
土日祝：9時30分から17時30分まで(年末年始を除く)

デジタル庁

オンラインで簡単に 手続の流れ

STEP 1

オンラインで 転出届を提出できる



オンラインで転出届の提出ができるため、引越す前の市区町村窓口への来庁が原則不要です。

STEP 2

オンラインで 転入予定日等を連絡



引越し時は転入先の市区町村窓口で転入手続が必要ですが、事前に来庁予定の連絡ができます。

STEP 3

対面で 転入届を提出



窓口で必要な手続や持ち物をマイナポータル上で事前に確認でき、スムーズに転入手続ができます。

必要なのはマイナンバーカードとマイナポータルだけ 準備するものと操作方法

マイナポータル

手順1 入力

1. 引越し日(月)の入力

1 2 3 4

① 引越し日(月)の注意事項

引越し日から14日以内に、新しい住所の自治体に来庁して「転入届(転居届)」を提出する必要があります。

引越す日 必需

2025年2月17日(10日前)から2025年3月29日(30日後)まで選択できます。

※ 11日以上前に引越ししている場合は、これまでの住所の自治体へご相談ください。

年

月 日

- ① マイナポータルへアクセス
- ② 届出情報等の入力
- ③ 電子署名 & 送信

準備するもの

- ✓ 利用者のマイナンバーカードまたはスマートフォン用電子証明書
- ✓ マイナポータルにアクセスする端末(スマートフォン・PC)
- ✓ 連絡先電話番号
- ✓ 新しい住所

※市区町村窓口から入力内容の不備等による連絡があった場合は、その内容に従って対応してください
※マイナポータルから転出届の提出を行った後は、各種案内に沿って、引越し先の市区町村窓口で転入届等の手続を行ってください

こんな時に、特に便利です

急な引越しが決まった場合



24時間365日、いつでもオンラインで手続ができるので、仕事終わりや休日などのすき間時間に転出届・転入予約の提出が可能です。

※システムメンテナンス等により利用できない場合もございます

小さなお子様がいるご家庭



自宅からオンラインで、転出届・転入予約の提出ができるため、転出時に窓口に行く必要がなく、転入時の手続もスムーズになります。

※届出内容に不備がある場合等、来庁が必要となる場合があります

よくある質問

Q. マイナポータルから転出届を提出できるのはどんな人ですか。

A. 電子証明書が有効なマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方が利用できます。

Q. 同一世帯の家族などの届出と一緒にできますか。

A. 同一世帯に属する方であれば、一緒に届出していただくことができます。

Q. 代理人によるマイナポータル経由での転出届の提出はできますか。

A. 委任状が必要となる代理人による手続はできませんが、住民票上、同一世帯の方であれば、世帯員に代わって手続が可能です。

Q. 今後、転出届を提出する場合は、必ずマイナポータルから提出することになるのですか。

A. これまでどおり、窓口での提出や郵送による提出も可能です。